

平成3年2月 定例会（第213回）
3月15日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

「子ども文化県」宣言に関する決議（案）

平成 3年 2月 定例会（第213回）

平成 3年奈良県議会第213回定例会（第六号）

平成三年三月十五日（金曜日）午後一時三分開議

井崎祥吾・由本知己速記

出席議員（四十三名）

一番	秋本登志嗣君	二番	飯田 正君
三番	高間賢一君	四番	米澤 節君
五番	植村家忠君	六番	元田三男君
七番	中村 昭君	八番	小泉米造君
九番	中野明美君	一〇番	今井光子君
一一番	北野重一君	一二番	今中せつ子君
一三番	欠員	一四番	米田忠則君
一五番	松井正剛君	一六番	森田好信君
一七番	寺澤正男君	一八番	福田守男君
二一番	山本保幸君	二二番	梶川虔二君
二三番	松原一夫君	二四番	市原文雄君
二六番	新谷紘一君	二七番	菅野従道君
二八番	中本幸一君	二九番	藤本 巖君
三〇番	小林 喬君	三一番	岡橋四郎君
三二番	新谷春見君	三三番	山下 力君
三四番	福西幸夫君	三五番	田辺和夫君
三六番	福本虎之祐君	三七番	植原一光君
三八番	杉村寿夫君	三九番	服部恵竜君
四〇番	浅川 清君	四一番	村野喜英君
四二番	森下豊城君	四三番	仲川宗太郎君
四四番	和田 修君	四五番	川口正志君
四六番	大東正明君	四七番	堀田昌男君

欠席議員（三名）

一九番	大西 宏君	二〇番	岡田清三郎君
二五番	出口武男君		

議事日程

一、平成三年度議案、議第一号ないし議第四十号並びに平成二年度議案、議第八十一号ないし議第九十一号、報第十八号、報第十九号、請願第二十一号及び請願第二十二号及び請願第十三号、請願第十五号、請願第十九号

○副議長（森下豊城君） これより本日の会議を開きます。

○副議長（森下豊城君） この際、お諮りいたします。

意見書等決議の上程と同採決を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認めます。

よって、さように決めます。

しばらく休憩いたします。

△午後一時四分休憩

△午後一時二十四分再開

○議長（浅川清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（浅川清君） 次に、平成三年度議案、議第一号ないし議第四十号並びに平成二年度議案、議第八十一号ないし議第九十一号、報第十八号、報第十九号、請願第二十一号及び請願第二十二号及び去る十一月定例県議会において継続審査に付されておりました請願第十三号、請願第十五号、請願第十九号を一括議題といたします。

○議長（浅川清君） まず、予算審査特別委員会に付託いたしました各議案の審査経過と、これが結果について同委員長の報告を求めます。――二十六番新谷紘一君。

◆二十六番（新谷紘一君） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月五日、本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けました議案、すなわち、「平成三年度奈良県一般会計予算」、「平成三年度奈良県立医科大学費特別会計予算」他十四特別会計予算及び条例案、その他の議案、並びに「平成二年度奈良県一般会計補正予算（第四号）」、「平成二年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第二号）」他四特別会計補正予算及び条例案、その他の議案について、調査並びに審査の経過と結果の概要を、以下順次申し述べることにいたします。

平成三年度予算は、

一、「関西文化学術研究都市」、「テクノパーク・なら」などの地域開発を進めるとともに、幹線道路・鉄道等の整備、過疎地域の活性化など、将来の本県発展の基盤づくりを推進すること。

二、各般にわたる公共投資を積極的に行い、併せて農林商工業等産業の振興を図り、本県経済力の伸長を目指すこと。

三、国際文化交流、観光振興などの諸施策を推進し、「国際文化観光・平和県」としてさらに前進すること。

四、「奈良県高齢化社会総合対策指針」実施の二年度目として、保健・医療・福祉の一層の充実に努めること。

五、学校教育の振興と生涯学習体制の整備、婦人・青少年対策等の諸施策を適切に推進すること。

等を施策の基本として編成されており、まず、議第一号「平成三年度奈良県一般会計予算」につきましては、歳入面では、県税収入が法人関係税において落ち込むものの、利子割県民税等が堅調であり、地方交付税とともに一定の増が見込まれていますが、歳出面での、人件費・公債費等義務的経費の増嵩等の状況の下で、公共投資・特に県単独事業の増額、産業の振興、教育・福祉の拡充などをはじめとする諸施策について、創意と工夫をこらし、引き続き経費の節減と財政調整基金などの取り崩し等の財源調整により、収支の均衡保持に努め、意欲的かつ積極的に予算計上されているところであり、また、議第二号ないし議第十六号の特別会計予算のうち、県立医科大学費特別会計において、医学教育・研究の充実のための総合研究棟建設、附属病院南北病棟の改築整備実施設計等を行う所要の措置を講じられ、また、水道用水供給事業費特別会計において、人口急増地域への安定給水のための幹線送水管敷設等を行う所要の措置を講じられるなど、各特別会計の設置目的に従い、一層の経営の効率化とともに財源の確保を図られ、その実現に向け必要な予算を計上されており、その結果、一般会計については、本年度当初予算に比較して、九・七%という高い伸びの四千七百七十三億八千三百万円、一般会計・特別会計を併せ、総額にして、五千九百六十億五千百万円、本年度当初比一〇・三%の増となっており、また、平成三年度の残余の議案、すなわち条例案その他の議案、議第十七号ないし議第四十号についてであります。主として予算に関連して当面必要とする条例の制定あるいは改正等所要の措置であり、いずれも適切であります。

次に、平成二年度補正予算並びに条例案その他の議案についてであります。議第八十一号ないし議第八十六号の一般会計予算及び特別会計予算につきましては、諸般の事情あるいは事業の執行を見通した経費の補正措置等であり、議第八十七号ないし議第九十一号は、予算に関連して必要とする条例の制定、請負契約の変更等で、いずれも平成三年度議案同様適切なものであります。

以上審査の結果、社会党委員及び共産党委員から、平成三年度議案・議第十二号、議第十四号及び議第十五号の各議案については、消費税を含んでおり賛成できないとの意見があり、さらに、共産党委員からは、老人医療費助成事業における受給対象者が減少される一方、大型プロジェクトによる開発促進経費の増嵩などの理由により、平成三年度議案・議第一号についても反対であるとの意見の開陳があり、起立採決の結果、いずれも賛成多

数をもって原案どおり可決することに決し、また、残余の議案、すなわち平成三年度議案・議第二号ないし議第十一号、議第十三号、議第十六号ないし議第四十号、平成二年度議案・議第八十一号ないし議第九十一号については、いずれも全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

なお、報第十八号、報第十九号につきましては、詳細な報告を受けたところであります。

さらに当委員会は、委員各位から、その他行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありましたが、理事者の答弁により概ね了承された事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、これが実現方を強く要望するものであります。

- 一、市町村の事務事業が適正になされるよう、指導の充実を図られたいこと。
- 一、幹線道路沿いに投棄されるゴミ、山間部に放置される廃車などが増加していることに鑑み、親切・美化県民運動などを通じ、県民意識の高揚に努められたいこと。
- 一、美浜原子力発電所における今回の事故に鑑み、地域防災計画の見直しを検討されたいこと。
- 一、ジェット機の発着可能な地方空港整備に向け、将来の県益を考え、十分研究されたいこと。
- 一、交通事故増加が続く現況より、歩道設置など、交通安全施設の整備に努められたいこと。
- 一、中南和振興策の充実と、第二次明日香村整備事業の実施にあたっては、住民生活を優先に進められたいこと。
- 一、ゴルフ場における農薬使用にかかわって、一部県民に不安が生じている。
よって、既存ゴルフ場における農薬使用の適正化指導と排水監視を充実するとともに、県民の過剰な不安の解消に努められたいこと。
- 一、「奈良県高齢化社会総合対策指針」の趣旨実現に、なお一層努められたいこと。
- 一、難病の一つであるアトピー性皮膚炎患者が増加しており、これの原因究明と治療に積極的に取り組まれたいこと。
- 一、企業立地及び大型店の出店より生じる諸課題に対し、指導の充実を期されたいこと。
- 一、女性の就労環境の整備を図るとともに、女性の地位向上になお一層努められたいこと。
- 一、奈良労働会館が老朽化しており、時代に即した内容で建替整備を検討されたいこと。
- 一、奈良県農業振興計画（NAP21）の趣旨実現と、消費者の要請に沿った有機栽培・低農薬栽培の普及と併せ県内産農産物のブランド化など、販路拡大に努められたいこと。
- 一、建設業界の労働力不足と、増加する公共事業に対応するため、年度間及び年間の事業量平準化に努められたいこと。
- 一、JR奈良駅整備の基本計画については、二十一世紀を展望し、将来に禍根を残すことのないよう、一層の検討をされたいこと。

一、老朽公営住宅の建替整備にあたっては、付近住民の理解と協力を求め、併せて、駐車場の整備など時代の要請に配慮して進められたいこと。

一、県営水道事業の長期安定経営に努めるとともに、水源地である山間・へき地に対し実施される諸事業に特段の配慮をされたいこと。

一、養護学校の児童・生徒送迎バスの運行にあたって、障害児の立場に立ち、改善を検討されたいこと。

以上が予算審査特別委員会の報告であります。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 次に、関係常任委員会に付託いたしました請願及び十一月定例議会で閉会中の審査事件として議決せられました事項に対する審査の経過と結果について常任委員長の報告を求めます。

まず総務警察委員長の報告を求めます。一一六番元田三男君。

◆六番（元田三男君）（登壇） 総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る二月二十八日の本会議において付託を受けました請願第二十二号「私学の学費値上げをおさえ、父母負担軽減、教育・研究条件の改善、急減期の特別助成のため的大幅な私学助成増額についての請願」につきましては、引き続き調査の必要がありますので、継続審査とすることに決しました。

次に、当委員会所管にかかる議会閉会中の審査事件につきましては、調査並びに審査をいたしてまいりましたが、なお当面する諸問題のうち、財政問題、土地利用対策並びに警察施設の整備につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十五条第五項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一二十二番梶川虔二君。

◆二十二番（梶川虔二君）（登壇） 厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、先の定例会より継続審査とされておりました請願第十九号「看護婦不足解消を求める請願」につきまして、請願者より、請願取り下げ願いが提出されましたので、これを承認することに決し、また、二月二十八日の本会議において付託を受けました請願第二十一号「高齢者福祉における鍼灸マッサージ施術の助成金等に関する請願」につきましては、慎重審査の結果、その趣旨を了とし、全会一致をもちまして採択することに決しました。

次に、当委員会所管にかかる議会閉会中の審査事件につきましては、調査並びに審査をいたしてまいりましたが、なお、当面する諸問題のうち、社会福祉及び保健環境行政の充実につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十五条第五項の規定に基づき、議会閉会中におきましても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一二十九番藤本巖君。

◆二十九番（藤本巖君） （登壇） 経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして、調査並びに審査をいたしてまいりましたが、なお当面する諸問題のうち、最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第五項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十四番米田忠則君。

◆十四番（米田忠則君） （登壇） 建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして、調査並びに審査をいたしてまいりましたが、なお、当面する諸問題のうち、土木行政及び水道事業の充実については、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第五項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一三十三番山下力君。

◆三十三番（山下力君） （登壇） 文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、先の定例会より継続審査とされておりました請願第十三号「聴覚障害児教育の充実に関する請願」並びに請願第十五号「宇陀郡の教育諸条件を高めるための請願」については、請願者より、請願取下げ願いが提出されましたので、これを承認することに決しました。

次に、当委員会所管にかかる議会閉会中の審査事件につきましては、調査並びに審査をいたしてまいりましたが、なお、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実振興につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第五項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅川清君） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十一番北野重一君に発言を許します。一一十一番北野重一君。

◆十一番（北野重一君） （登壇） 日本共産党を代表して予算審査特別委員長報告について反対討論を行います。

一九九一年度の国の地方財政対策は、いわゆる臨調行革の十年目に当たり、二十二兆七千五百億円に上る政府の新軍拡五カ年計画と日米構造協議での対米公約の実行を保障する

財源負担を、地方財政余裕論を盾にして地方財政に持ち込み、地方交付税を一兆四千億円も削減ないしは繰延べし、公共事業への補助金カットを引き続き進め、地方と住民への一層の負担を強めるものとなっています。

本県の九一年度一般会計予算案は、一昨年来の消費税導入を前提にしながら、政府の地方財政対策をやむを得ないものとしてこれに順応し、毎年多額の財源不足を出しながら、一方では、国の地方財政計画にのっとり各種基金をつくり、補正予算を含めると総額四百七十億円にも上っております。私は、基金を単純に否定するものではありませんが、だからといって、基金をやたらにつくことも正しい財政運営とは言えないのであります。

歳出については、県営水道料金の値上げの抑制や在宅介護予算の一定の増額など評価すべき点もありますが、一方では、老人医療費の県独自の公費助成制度の受給対象者は年々減少、全体でついに五〇%台に落ち込んだのであります。七月一日から政府厚生省は老人保健法を改悪し、老人医療費の一部負担金を入院一日四百円から八百円に、外来一日八百円から千円に引き上げようとしています。県新年度予算案はこの値上げを予定していますが、老人医療費の県独自の公費助成制度の受給者の大幅制限も加わって、高齢者を医療から締め出すものとなっています。我が党は、国、県とも無料化制度の復活を強く要求するものであります。

地球環境の破壊が大きな問題となっていますが、奈良県においても、ゴルフ場の開発が各地で計画され、各地で造成に反対する住民運動が進んでいます。奈良市においても東部山間で計画中のものが造成されれば、市面積の五・九%となり、県要綱の四%を超えてしまいますが、知事がこれらを大和高原に組み入れ、規制のらち外に置いてしまっております。我が党が提起した水源保護条例の制定についても否定的であります。一方では、リニア新幹線や関西学研都市建設など、開発志向型の予算となっています。

さらに、同和対策協議会の構成に見られるように、部落解放同盟という特定の運動体の意向が県の同和行政に貫かれる不公正が温存されています。二十世紀のうちに差別をなくすために、地区改良事業などの残事業を進めなくてはなりません。同和行政全般に貫かれている不公正を除去しなければ、真に県民合意を形成できないのであります。

以上指摘して、上程中の議第一号奈良県一般会計予算案に反対するものであります。

議第十二号、十四号、十五号の公営企業会計予算案については、消費税が転嫁されており、公約違反で不公平税制である消費税は廃止をされるべきであり、少なくとも生活必需品にかかわるこれら県の公営企業の料金には転嫁をやめるよう強く要求し、これら三公営企業会計予算案に反対することを申し上げて、反対討論を終わります。

○議長（浅川清君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、平成三年度議案、議第一号について、起立により採決いたします。

本案を予算審査特別委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成三年度議案、議第一号は原案どおり可決されました。

次に、平成三年度議案、議第十二号、議第十四号及び議第十五号について、起立により採決いたします。

本案を予算審査特別委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成三年度議案、議第十二号、議第十四号及び議第十五号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。

平成三年度議案、議第二号ないし議第十一号、議第十三号及び議第十六号ないし議第四十号並びに平成二年度議案、議第八十一号ないし議第九十一号、報第十八号及び報第十九号については、予算審査特別委員長報告どおりに、請願第十三号、請願第十五号、請願第十九号、請願第二十一号及び請願第二十二号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各委員長報告どおりに決しました。

○議長(浅川清君) 次に、三十番小林喬君より意見書第一号、暴力団対策立法に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――三十番小林喬君。

◆三十番(小林喬君) (登壇) 意見書第一号、暴力団対策立法に関する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

暴力団対策立法に関する意見書(案)

暴力のない平和で明るい社会の実現は、県民すべての切なる願いである。

したがって、県民の安全で平穏な生活を確保するため、警察活動がより一層機能するよう、国におかれては、暴力団の活動に対して必要な規制措置を講じることを目的とした新規法律を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成三年三月十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浅川清君） 二十一番山本保幸君。

◆二十一番（山本保幸君） ただいま小林喬議員から提案されました意見書第一号、暴力団対策立法に関する意見書案に賛成いたします。

○議長（浅川清君） 十二番今中せつ子君。

◆十二番（今中せつ子君） ただいま小林議員から提案されました意見書第一号、暴力団対策立法に関する意見書案については反対いたします。

日本共産党は、暴力団対策強化のため徹底した取締りを求めてきました。今、国において検討されている新規立法については、憲法に保障されている国民の権利を侵すことが憂慮される内容を含んでおります。暴力団の壊滅のため、今何よりも求められているのは、現行法規を厳正に適用した警察の取締りであり、自治体と住民も暴力団排除に努力することであり、新規立法制定の必要ないものと考え、反対いたします。

○議長（浅川清君） 三十二番新谷春見君。

◆三十二番（新谷春見君） ただいま小林喬議員から提案されました意見書第一号、暴力団対策立法に関する意見書案に賛成します。

○議長（浅川清君） ただ今の動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第一号については、三十番小林喬君の動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第一号は原案どおり可決されましたので、会議規則第四十一条の二により措置することにいたします。

○議長（浅川清君） 次に、三十三番山下力君より、決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――三十三番山下力君。

◆三十三番（山下力君） （登壇） 決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

決議第一号

「子ども文化県」宣言に関する決議（案）

一九八九年十一月国連総会において採択された「児童の権利条約」は、子どもの生存・保護・発育を三つの柱としており、子どもを単なる保護の対象としてではなく、権利行使

の主体として捉えることにより、社会の各分野にわたって子どもの権利を確立し、国際的にもこれを保障しようという画期的な内容を持つものである。

わが国においても、子どもの人権をめぐる様々な問題が見られるので、人権尊重の立場から、世界の動きに呼応して、この条約を批准することは、国際社会の一員としてのわが国の責務であり、本議会においても平成元年十二月定例会で「児童の権利条約の批准に関する意見書」を可決し、国に要望したところである。

よって、奈良県議会は、この趣旨を踏まえ、ここに「子ども文化県宣言」を行い、子どもを取りまく環境が改善され、総ての子どもが二十一世紀に向け健やかに成長していくことを願い、実現に努力する。

以上、決議する。

平成三年三月十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浅川清君） 十番今井光子君。

◆十番（今井光子君） ただいま山下議員から提案されました決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議案に賛成いたします。

○議長（浅川清君） 十六番森田好信君。

◆十六番（森田好信君） ただいま山下議員から提案されました決議第一号、「子ども文化県」宣言に関する決議案に賛成いたします。

○議長（浅川清君） ただ今の動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

決議第一号については、三十三番山下力君の動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二により措置することにいたします。

○議長（浅川清君） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成三年二月第二百十三回奈良県議会定例会を閉会いたします。

△閉会式

○議長（浅川清君）（登壇） 二月定例県議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

二月二十一日開会されました本定例会におきまして、議員各位には、平成三年度予算をはじめ、その他重要議案を終始熱心に調査、審議賜わり、本日ここに全議案を議了し、今任期中の最後の定例会を閉会する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第であります。

理事者各位におかれましては、県政執行にあたり、各委員長報告並びに議員各位の意見、要望を十分尊重され、特段の配慮をされるよう強く望むものであります。

この四年間を顧みますと、奈良県設置百年記念と地方自治法施行後二百回の県議会を記念して、東大寺大仏殿西回廊での県議会の開催、これを契機に奈良県議会史第一巻を発刊し先輩のご労苦を偲び、また本県の今後の基本方向として、「国際文化観光・平和県」の宣言決議をするなど、県民の負託に応えるべく、お互いに努力できましたこと、誠に意義深く感じる次第であります。

なお、永年にわたりまして、本県議会議員を務められ、県政の伸展に大きな功績を残し、今期を最後に、新天地にご活躍を予定されておられる方には、今後ともご自愛の上、県政伸展のため、変わらぬご支援とご協力を賜りますことをお願いし、また、次期選挙に立候補を予定されます方々の今後のご健闘をお祈りいたします。

終りに、過去四年間の議会運営と議長職に対する理事者並びに報道関係者各位のご協力に、厚くお礼申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

◎知事（上田繁潔君）（登壇） 二月定例県議会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る二月二十一日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、平成三年度一般会計予算案を初め多数の重要案件につきまして、開会以来長期間にわたり慎重なご審議をいただいたのでありますが、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

ここに成立を見ました平成三年度予算を円滑かつ適切に執行することに努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告なり、ただいま議長からもお述べのご趣旨に即しますとともに、会期中、本会議並びに予算委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望等を尊重いたしまして、県政の運営に遺憾のないよう努めてまいり所存でございます。

なお、議員各位には、あと一カ月余をもちましてこのたびの奈良県議会議員としての任期を終えられることになるのでございますが、過去四年間、奈良県政の運営にご参画いただき、格別のご協力、ご支援を賜ったのでございます。そのおかげをもちまして、本県将来の発展を展望しながら、産業、教育、あるいは福祉の対策など各般にわたる施策がおおむね順調に推移しているものと考えているのでございまして、ここに議員各位に対しまして深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。

なお、今議会をもって後進に道を譲ることとされました議員におかれましては、今日まで県政発展のためにご尽力をいただきましたことに心から敬意と謝意を表しますとともに、今後一層ご自愛いただきまして、県政の先達として引き続き県政発展のためにご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

また、今次選挙に各地域においてご出馬される議員各位におかれましては、ぜひともご健康で、善戦ご健闘いただきまして、選挙後の当議場で再びお互いに相まみえることができますことを心から念願するものでございます。

以上をもちまして閉会のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

△午後二時六分閉会

右会議録原本に相違なきことを証明する。

奈良県議会議長	浅川 清
同 副議長	森下豊城
署名議員	
同 六番	元田三男
同 七番	中村 昭
同 八番	小泉米造
会議録調整者事務局長	浅田一男
同 議事課長	大倉 潔